徳島県立あすたむらんど 子ども科学館 使用料免除と手続きのご案内

使用料の免除について

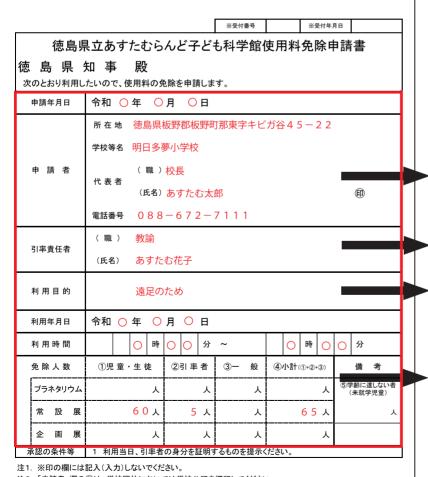
県内の小学校、中学校、高等学校の児童、生徒およびこれらに準ずる者、並びにこれらの引率者が、 教育課程に基づく学習活動として使用するとき(子ども科学館の施設に限る)は、子ども科学館常設 展示およびプラネタリウムの使用料が免除されます。

県内の保育園または幼稚園の園児およびその引率者(園の職員に限る)が、当該園の行事として使用 するときは、子ども科学館常設展示およびプラネタリウムの観覧料が免除されます。この場合、園長 または学校(福祉)法人の代表者を申請者とし、申請書には必要に応じて年間行事計画等を添付して ください。

※引率者とは、その学校の教職員に限るものであり、同行の保護者・PTA 会員は該当しません。

手続き

子ども科学館を観覧される場合「免除申請書」(A4 サイズ)をホームページからダウンロードし、 来園の2ヶ月前までに必ず郵送してください (FAX 不可)。※公印が必要のため



- 注2 「申請者」欄の印は、学校団体においては学校公印を押印してください。
- 注3. 「申請者」欄には、学校団体を除く法人その他の団体の場合にあっては、主たる事業所の所在地及び 名称並びに「代表者」の氏名を記入(入力)してください。また、即には代表者印を押印してください。
- 注4. 「児童・生徒」とは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者(学齢に達しない者を除く。)をいいます。 注5. 学齢に達しない者(未就学児童)の人数は備考に配入(入力)してください。

記入方法

※太線の枠内のみご記入ください

- 校(園)長先生の名前記入
- ・公印が必要

※申請者が法人その他の団体の場合は、 主たる事務所の所在地および名称並びに 代表者の氏名を記入

当日の引率責任者氏名

免除の対象であることが確認できる具体的な内容 例)遠足のため利用、校外学習のため利用 等

学齢に達しない者(未就学児童)の人数は ⑤に記入(入力)してください。

<送付先>

779-0111

徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷45-22 徳島県立あすたむらんど 営業グループ

TEL: 088-672-7112